令和3年度 熊本赤十字病院 看護学生奨学生 募集要項

熊本赤十字病院では、将来、当院に看護師、助産師等として勤務しようとする看護学生に対し、 修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することにより、当院 の看護師等の確保及び充実を図ることを目的とし、奨学金貸与事業を実施します。

つきましては、この趣旨に基づき、次のとおり奨学生を募集します。

1. 応募資格

看護師、助産師等の資格取得を目指し、次の(1)~(5)に該当する大学等に在学中で卒業後は 熊本赤十字病院に就職する意思があり、学年における成績が上位50%以内の方を対象とします。

但し、日本赤十字社熊本県支部及びその他の赤十字施設から奨学金の貸与を受けている方は、この 奨学金を受けることはできません。

(1) 熊本県内の看護師等養成課程を持つ看護大学

3年及び4年生(令和3年度)

(2) 熊本県内の看護師等養成所(3年制)

2年及び3年生(令和3年度)

(3) 熊本県内の助産師養成課程を持つ大学及び養成所

1年及び2年生(令和3年度)

(4)上記以外で九州内の看護師等養成課程を持つ大学

3年及び4年生(令和3年度)

(5)上記以外で九州内の助産師養成課程を持つ大学及び養成所

1年及び2年生(令和3年度)

※ただし、当院に採用実績がある大学に限ります。

2. 奨学金の貸与額および貸与期間

(1)貸与額 年間 60万円(無利子)

但し、返済が遅滞したときは、熊本赤十字病院看護学生奨学金規程第3条第3項 の規定に基づき計算した額を延滞利息として徴収します。

- (2)貸与期間 上限2年間とします。
 - ·看護大学(4年制)3、4年次、 ·看護専門学校(3年制)2、3年次
 - 助産師については、1、2年次
- (3)貸与方法 4月期、10月期の2期に分けて30万円を指定口座に振り込みます。

3. 奨学金の返済

- (1) 原則として、返済計画書に基づき卒業後4年以内に貸与した奨学金を全額返済していただきます。
- (2) 奨学生が次の①~④に該当する場合は、奨学金の貸与を打ち切り又は停止し、既に貸与した奨学金を全額返済していただきます。この場合の奨学金の返済は、返済計画書にかかわらず具体的な返済の時期及び方法を協議のうえ決定いたします。
 - ①自己の都合により奨学生を辞退したとき
 - ②自己の都合又は病気等により退学したとき。
 - ③学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
 - ④学業途中において、奨学生としての適性を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生として ふさわしくないと認められたとき。
 - ⑤卒業年度における看護師国家試験に不合格となったとき

4. 奨学金返済の免除

看護師、助産師等の資格を取得し、卒業後直ちに熊本赤十字病院に一定期間以上就業した場合には、卒業後における奨学金の返済を免除します。貸与年数が2年の場合、4年以上勤務した場合に貸与総額の全額を免除し、貸与年数が1年の場合、2年以上勤務した場合に貸与総額の全額を免除します。なお、貸与総額を全額免除する期間に達する前に退職した場合は、勤務期間に応じて奨学金の返還を免除します。

5. 応募期間

令和3年3月29日(月)~令和3年5月31日(月)

6. 試験日

令和3年6月26日(土)予定

7. 応募書類

- ①履歴書(様式指定) ※履歴書は、受験者本人が直筆で手書きしてください。
- ②成績証明書
- ③学校からの推薦状(様式指定) ※様式は、下記担当者までご連絡ください。
- ④健康診断書(学校の健康診断書(写)でも可)

8. 奨学生の選考方法

奨学生への応募者を対象に書類審査及び面接試験を実施し、選考します。

9. 備考

- (1) その他、熊本赤十字病院の看護学生奨学金の詳細については、「熊本赤十字病院 看護学生奨学 金貸与規程」及び「熊本赤十字病院 看護学生奨学金貸与規程施行細則」によるものとします。
- (2) この選考は奨学生を決定するためのものであり、将来、熊本赤十字病院の職員として採用することを約束するものではありません。

応募、お問合せ先

熊本赤十字病院 人事課 担当:小山

〒861-8520

熊本市東区長嶺南二丁目1番1号

電話:096-384-2157(人事課直通)